

議案第28号 習志野市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「介護保険法」の改正により、指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、厚生労働省令で定められた基準をもとに、新たに条例を制定するものです。

条例で定める基準

1 事業者の資格

国の基準と同様とします。

2 人員、運営等に関する基準

次に掲げるもののほかは、国の基準と同様とします。

独自基準：（1）運営規程

事業者の運営規程に、暴力団排除に関する事項を定めることとします。

（2）記録の整備

介護報酬の返還請求期限に合わせ、事業者の記録の保存期間を規則で定めることとします。

（施行期日）

公布の日から施行します。ただし、2（1）については、平成30年10月1日から施行します。

議案第29号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「旅館業法」の改正に伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第 30 号 習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

「地方税法」の改正に伴い、改正するものです。

1 個人市民税

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替を行います。
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除額を一律 10 万円引き上げます。

併せて給与所得控除及び公的年金等控除の額の上限の見直しを行うとともに、高所得者の基礎控除額が徐々に減少する仕組みを設けます。

(2) (1) の改正に伴い、個人の市民税の均等割が非課税となる者の合計所得金額の範囲を 10 万円引き上げます。

2 固定資産税

中小企業の設備投資を促進するため、3 年間、わがまち特例による特例措置を講じます。

生産性の向上の実現のため「生産性向上特別措置法」に定める認定先端設備等導入計画に従い取得した機械設備等に係る税負担の軽減措置として、課税標準を 0 とするものです。

3 たばこ税

(1) 旧 3 級品[※]以外のたばこ税率を平成 30 年 10 月 1 日より 3 段階で引き上げます。

※ エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの国産 6 銘柄
(税率：1,000 本当たり)

実施時期	税率
現 行	5,262 円
平成 30 (2018) 年 10 月 1 日	5,692 円
2020 年 10 月 1 日	6,122 円
2021 年 10 月 1 日	6,552 円

(2) 「加熱式たばこ」の区分を創設します。

「葉たばこ・溶液のみの重量」と「小売価格の換算」を 1 対 1 の比率で紙まきたばこに換算する新課税方式です。平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて、新課税方式による紙巻たばこへの換算を 0.2 ずつ増加することとします。

(施行期日)

1 については、2021 年 1 月 1 日から施行します。

2 については、「生産性向上特別措置法」の施行の日から施行します。

3 については、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。

議案第31号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

「介護保険法施行令」の改正に伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

(施行期日)

平成30年8月1日から施行します。

議案第32号 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「旅館業法」の改正に伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第33号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「公営住宅法」の改正に伴い、改正するものです。

1 収入申告義務の緩和

認知症等のため、入居者による収入の申告等が困難である場合、市が次の方法によって収入を把握し、市営住宅の使用料を定められることとします。

- (1) 入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法
- (2) 官公署において必要な書類を閲覧し、又は記録する方法

2 対象者

収入申告義務を緩和する入居者は、次のとおりです。

- (1) 認知症である者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) これらに準ずる者

(施行期日)

平成30年7月1日から施行します。

議案第34号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

適正な受益者負担等を確保する観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、指定管理者の更新に合わせて見直しを行った結果、次のスポーツ施設の使用料を改定します。

対象施設

袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート
秋津テニスコート、秋津サッカー場、秋津野球場、茜浜パークゴルフ場
芝園テニスコート・フットサル場

(施行期日)

平成31年4月1日から施行します。

議案第35号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市谷津
氏 名 近 藤 一 夫 (こんどう かずお)
任 期 3年 (再任)

議案第36号 業務委託契約の締結について (芝園清掃工場延命化対策委託 (第2期))

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 芝園清掃工場延命化対策委託 (第2期)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 9億5,256万円
- 4 契約の相手方 福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59
日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社
- 5 実施場所 習志野市芝園三丁目2番1号

- 6 委託期間 契約日から2020年3月31日まで
- 7 業務概要 工場の耐用年数の延伸に必要な次の設備の整備
- (1) 受入供給設備
 - (2) 溶融炉設備
 - (3) 燃焼ガス冷却設備
 - (4) 排ガス処理設備
 - (5) 溶融物処理設備
 - (6) 灰処理設備
 - (7) 用役及び雑設備
 - (8) 電気設備
 - (9) 計装設備
 - (10) 建築設備

議案第37号 財産の貸付けについて（旧本大久保教職員住宅用地）

保育所の私立化に伴う用地の貸付料を、市が定める算定基準に基づく金額より減額して貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

所在地番	地目	地積
習志野市本大久保四丁目444番7の一部	宅地	152.08㎡
習志野市本大久保四丁目444番10の一部	宅地	2,239.39㎡
習志野市本大久保四丁目444番12の一部	宅地	197.59㎡
習志野市本大久保四丁目444番13	宅地	25.64㎡
計		2,614.70㎡

- 2 貸付けの目的 保育所用地
- 3 貸付料 固定資産税及び都市計画税相当額
- 4 貸付期間 契約日から2049年3月31日まで
- 5 貸付けの相手方 船橋市習志野台二丁目59番22号
学校法人 正良学園

議案第38号 専決処分した事件の承認を求めることについて
(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成30年3月31日に公布されました。

このことに伴い、習志野市税条例等の一部を改正する必要が生じました。しかし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 固定資産税関係

固定資産税課税標準の特例措置に関する「わがまち特例」について、縮減及び廃止しました。

区分	対象資産	特例率 [※]	
		現行	改正後
縮減	汚水又は廃液処理施設 (バーク処理装置を適用対象から除外)	3分の1	2分の1
	・太陽光発電設備のうち出力が1,000kw以上のもの ・風力発電設備のうち出力が20kw未満のもの	3分の2	4分の3
	・水力発電設備のうち出力が5,000kw以上のもの ・地熱発電設備のうち出力が1,000kw未満のもの ・バイオマス発電設備のうち出力が10,000kw以上のもの	2分の1	3分の2
廃止	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置	2分の1	—

※ 課税額を減額するため、課税標準額に乗じる割合

2 その他

地方税法等の規定に合わせた文言整理を行いました。

(専決処分日)

平成30年3月31日

(施行期日)

平成30年4月1日